

エネルギー使用合理化事業者支援補助金 (小規模事業者実証分) 5.0億円(新規)

中小企業庁 創業・技術課
03-3501-1816

事業の内容

事業の概要・目的

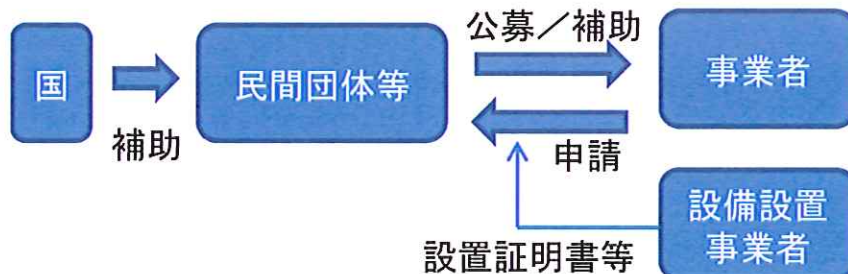
- 小規模事業者は、我が国における企業の約9割を占めておりますが、省エネルギー設備の導入は、小規模となるほど進んでおりません。
- 本事業では、小規模事業者が設備を置き換える際の購入及び設置費用の一部を補助することによって、小規模事業者の省エネルギーを促進するとともに、省エネルギー効果を実証します。
- 本事業によって得られたデータを活用し、小規模事業者へ省エネルギー設備が自律的に普及するためのファイナンススキームを平成26年度までに構築することにより、小規模事業者への省エネルギー設備の普及拡大を図ります。

条件(対象者、対象行為、補助率等)

【対象者】対象設備を設置・所有する小規模事業者

※小規模事業者の定義：商業・サービス業 従業員5人以下
製造業等その他の業種 従業員20人以下

【補助率】1/3以内(補助対象経費150万円以下)



事業イメージ

【対象設備】

小規模事業者が導入する省エネルギー設備のうち、技術の先端性、省エネ効果、費用対効果を踏まえて、政策的意義が高いと認められた設備

(例)

- ・ 業務用エアコン
- ・ 業務用冷凍庫
- ・ 業務用冷蔵庫 等

